

所得税・消費税に関する誤りやすい主な事例

～ 申告（所得）内容等に誤りはありませんか？ ～

所得税

1 所得金額に関する項目

事業所得や不動産所得などの所得金額の計算上、次のような誤り事例が見受けられます。

- 小規模事業者持続化補助金などの事業に関連して支給された助成金を、一時所得の収入金額として計上している。
- 売上先が営業不振に陥り、本年度末に解散する予定であるとの情報があったため、期末売掛金を本年中の貸倒損失として計上している。
- 平成10年4月以降に取得した建物又は平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物であるにもかかわらず、定率法を適用して減価償却費を計算している。
- 明らかに資本的支出とされるにもかかわらず、修繕費として一括計上している。
- 青色事業専従者に掛けた定期保険の保険料を、他に従業員がいないにもかかわらず、福利厚生費として計上している。
- 青色事業専従者が他に職業を有しており、専従できない状況にあるにもかかわらず、専従者給与を定額で計上している。
また、専従者給与の変更の届け出をすることなく、届出額を超える専従者給与を計上している。

2 損益通算に関する項目

損益通算に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

- 事業所得の計算上生じた損失の金額を、一時所得又は総合長期譲渡所得の金額の2分の1後の金額と損益通算している。
- 主として保養の目的で所有する別荘の貸付けによる不動産所得の計算上生じた損失の金額を他の所得と損益通算している。

3 所得控除に関する項目

所得控除に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

(雑損控除)

- 被害を受けた資産に支出した金額について、原状回復のための支出と資本的支出との区別が困難な場合において、その区別をせず、全額を災害関連支出としている。
- 貴金属等の損失を雑損控除の対象としている。

(医療費控除)

- 歯の治療などで未払いの治療代を治療が終わった年の医療費控除の対象としている。
- 生計を一にしていない親族の入院費を支払い、その入院費を医療費控除の対象としている。

(寄附金控除)

- 確定申告をする場合に、ワンストップ特例の適用を申請したふりさと納税に係る寄附金を申告していない。

(扶養控除)

- 老人ホームに入居している両親を、同居老親等として控除している。

(基礎控除)

- 令和2年分の確定申告書において、合計所得金額が2,400万円を上回るにもかかわらず、基礎控除額を48万円としている。

4 税額控除に関する項目

税額控除に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

(配当控除)

- 配当控除の計算をする際の課税総所得金額等が 1,000 万円を超えているかどうかの判断において、分離課税の所得金額を含めずに計算している。
- 外国法人から受ける配当を配当控除の対象として計算している。

(住宅借入金等特別控除)

- 住宅借入金等特別控除の対象となる中古住宅であるかどうかを判定する場合に、軽量鉄骨造の建物を耐火建築物としている。
- 家屋の所有者でない者が行った増改築について、住宅借入金等特別控除の適用を受けている。
- 住宅の取得に関して、補助金等の交付を受けた場合において、その補助金等の額を住宅の取得等に係る対価の額から控除していない。
- 居住年の前年若しくは前々年に、居住用財産の三千万円の特別控除（措法 35）の適用を受けているにもかかわらず、居住年に住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

(特別控除)

- 租税特別措置法 10 条の 3「中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却等」において、医療用器具を対象として特別償却等を適用している。

消費 税

1 共通的な項目

消費税の申告に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

- 接待交際費のうち、贈答用に購入した商品券及びビール券の代金を課税仕入れに計上している。
- 直前の課税期間まで免税事業者であった場合において、期首棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
- 課税事業者が翌課税期間は免税事業者となる場合において、期末棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
- 事業用資産（課税資産に限る。）の譲渡に係る対価を課税売上げに含めていない。
- 個人事業者が事業を廃止したことに伴い事業用資産に該当しなくなった資産の時価を、課税売上げに含めていない（みなし譲渡）。

2 軽減税率制度に関する項目

消費税の軽減税率制度に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

- 清涼飲料の自動販売機を設置しており、販売数量に応じて受け取った販売手数料を、軽減税率の対象としている。
- 取引先であるレストラン（いわゆる「外食」）に販売した食材を、軽減税率の対象としていない。
- コンビニエンスストアで購入した新聞を、軽減税率の対象としている。
- 従業員の出張の際に、旅費（実費）とは別に、食事代として支給した日当を、軽減税率の対象としている。